

京都市職員共済組合運営規則の一部を改正する規則の制定について  
京都市職員共済組合運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 17 年 3 月 30 日

京都市職員共済組合  
理事長 松井珍男子

京都市職員共済組合規則第 1 号

京都市職員共済組合運営規則の一部を改正する規則  
京都市職員共済組合運営規則の一部を次のように改正する。

別紙様式第 2 号を次のとおり改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(総務局人事部厚生課)

組合員数, 給料, 第3号被保険者数, 掛金, 期末手当等掛金, 及び負担金に関する月例報告書

年月分

区分	組合員数			第3号被保険者数	短期給付										長期給付										備考						
	男	女	計		給料					期末手当等					給料					期末手当等											
前月末現在	人	人	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
本月中					/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
本 月 末 現 在	加入・転入																														
	脱退・転出																														
	地方公共団体の長 長期組合員																														
	内 特別職等																														
	内 職員派遣																														
	内 退職派遣																														
特定消防長期組合員																															
小計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
内 訳	60歳以上	( )	( )	( )	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	20歳以上60歳未満	( )	( )	( )	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	20歳未満																														
職員団体職員公的負担分				/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
合計	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]		

上記のとおり報告します

(あて先)京都市職員共済組合理事長

年 月 日

所属所長



1「本月末現在」欄の「小計」及び「内訳」の( )書には, 地方公共団体の長を含む特別職等について内書きすること。

2「期末手当等」欄には期末手当等について記入すること。

なお、( )書には, 特定消防長期組合員又は特別職について内書きし、「備考」欄に地方公共団体の長について外書きすること。

3「合計」欄の[ ]書には, 育児休業に係る掛金免除者について内書きすること。